

【ABC 消費者情報 Vol. 178】

◎不安をあおり契約させる点検商法にご注意！

「突然訪れた業者が『お宅の屋根瓦が割れているのが見えた』と言って、屋根に上り瓦が割れている写真を見せてきたので契約したが高額だ」という相談が増えています。

「今日でないと契約できない」「このままだと雨漏りがする」などと言って不安をあおり、契約を急かします。

○アドバイス

- ・「点検させてほしい」と訪問してくる業者には対応しないようにしましょう。
- ・点検を依頼した場合でも結果をうのみにせず、複数の見積りを取るなどその場で契約しないようにしましょう。
- ・契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合は、クーリング・オフを行うことができます。
- ・困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500（相談専用）

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/ko/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
電話 099-808-7512